

屋外広告物関係 電子申請マニュアル

—電子申請について— (屋外広告物の設置許可等手続き)

長崎県土木部都市政策課

R8年3月版

II. 電子申請

① 手続申込

長崎県電子申請システム(https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplay.action)にアクセスします。

↓
検索キーワードに「屋外広告物」と入力し、検索します。

↓
「**[長崎県]屋外物の設置許可申請等**」を選択します。

↓
すでに利用者登録をされている方は**①②**を入力してログインしてください。
まだ利用者登録がお済みでない方は、**③**をクリックして利用者登録を行ってください。

④をクリックしてファイルをダウンロードしてください。

⑤ **同意する** > をクリックします。

※④「屋外広告物の申請・届出様式.zip」

には、

- ・屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- ・屋外広告物更新許可申請書(様式第2号)
- ・屋外広告物安全点検報告書(様式第2号の2)
- ・屋外広告物除却(滅失)届(様式第6号)
- ・屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第7号)
- ・屋外広告物変更届(様式第8号)

が入っています。

これから行おうとしている手続きに必要な様式を作成してください。

長崎県 電子申請システム

メニュー

手続き説明

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名
(長崎県) 屋外広告物の設置許可申請等 [★ お気に入り登録](#)

説明

■手続きの概要について
この申請は、長崎県内(長与町内、時津町内、東彼杵町内、川棚町内、波佐見町内、佐々町内、西海市内)の屋外広告物に関するもので、
(1) 屋外広告物を新たに表示する場合【新規許可申請】
(2) 表示許可期間満了後も引き続き屋外広告物を表示する場合【更新許可申請】
(3) 申請者や管理者を変更した場合【屋外広告物管理者等設置・変更届】
(4) 屋外広告物の内容や形状を変更した場合【屋外広告物変更届】
(5) 屋外広告物を撤去した(あるいは滅失してしまった)場合【屋外広告物除却(滅失)届】

ダウンロードファイル1

[屋外広告物の申請・届出様式.zip](#) ④

<利用規約>

長崎県電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)利用規約

- 1 目的
この規約は、別紙に示す長崎県及び長崎県内の希望する市町(以下「構成団体」といいます。)が共同導入した本サービス(電子申請サービス)(以下「本システム」といいます。)をインターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。
- 2 利用規約の同意
本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただいたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

商号又は名称
～ メールアドレス
まで記入してください

屋外広告物を設置する
市町を選択してください

手続きを選択してください

商号又は名称を入力してください。 **必須**

例) 株式会社ながさき、長崎看板店

電話番号を入力してください。 **必須**

ハイフンありで入力してください。

電話番号

ファックス番号を入力してください。

ハイフンありで入力してください。

電話番号

担当者名を入力してください。 **必須**

氏:

名:

担当者様のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

申請または届出を行う屋外広告物の設置場所はどこになりますか? **必須**

下記以外の市町に設置予定または設置している屋外広告物は、窓口が各市町になりますのでそちらで手続きを行ってください。

各市町の許可申請窓口: <https://www.pref.nagasaki.jp/uploads/2024/12/1735179336.pdf>

- 長与町内、時津町内
- 東彼杵町内、川棚町内、波佐見町内、佐々町内
- 西海市内

選択解除

手続きの種類を選択してください。 **必須**


- 新規の許可申請
- 更新の許可申請
- 管理者等設置・変更届 (申請者や管理者が変更となる場合)
- 屋外広告物変更届 (広告物の内容や形状が変更となる場合)
- 除却 (滅失) 届 (除却後又は滅失してしまった際に行う)

選択解除

選択した手続きに応じて、表示される画面が変わります。指示に従い、必要書類を添付してください。

○新規許可申請の場合

新規許可申請の必要書類を添付してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付ファイル 

申請の前に、設置場所を管轄する振興局への事前相談を忘れずに！

- 【様式第1号】屋外広告物許可申請書
※様式内の記載内容については別紙で添付可
・広告物一覧（内容、数量、形状・寸法・面積、種別、材質）
・広告を表示する場所及びその付近の見取図
・広告物の詳細（意匠、配色、材質、形状、寸法） など
- 管理者の資格証明の写し（※構造物が高さ4mを超える場合）
該当資格：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、1級又は2級建築士
- 他の法令の規定により許可が必要となるものの許可書の写し
例えば、
・広告塔・広告板などの高さ4メートルを超える場合、建築基準法に基づく工作物の確認が必要
・広告物等を道路上（上空も含む）に表示場合、道路法に基づく道路占用の許可が必要
・他人が所有する土地・建物に表示・設置する場合、その土地・建物の所有者の承諾書や賃貸契約書の写し等が必要
- 広告物の掲出物件を設置する場合は工事仕様書


手数料の納付について

新規許可申請、更新許可申請、屋外広告物の変更など、手数料の納付が必要なものについては審査後に県から担当者あてに連絡を行います。
手数料について県から連絡が来ましたら、「電子納付」、「窓口納付」、「手数料納付書」のいずれかで納付をお願いします。
詳しい納付方法については、以下をご確認ください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/uploads/2024/12/1735179751.pdf>

確認へ進む >

○更新許可申請の場合

更新許可申請の必要書類を添付してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付ファイル 

- 【様式第2号】屋外広告物更新許可申請書
※様式内の記載内容については別紙で添付可
・広告物一覧（内容、数量、形状・寸法・面積、種別、材質）
- 管理者の資格証明の写し（※構造物が高さ4mを超える場合）
該当資格：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、1級又は2級建築士等
- 「広告物や掲出物件の状態」と「付近の状況」がわかる写真
- 他の法令の規定により許可が必要となるものの許可書の写し
たとえば、
・広告物の高さが4メートルを超える場合、建築基準法に基づく工作物の確認が必要
・広告物等を道路上（上空も含む）に表示場合、道路法に基づく道路占用の許可が必要
・他人が所有する土地・建物に広告物を表示する場合、その土地・建物の所有者の承諾書や賃貸契約書の写し等が必要
・農地に広告物を表示する場合、農地転用等の手続きが必要
- 【様式第2号の2】屋外広告物安全点検報告書
- 点検者の資格証明の写し（※構造物が高さ4mを超える場合）
該当資格：屋外広告士、1級又は2級建築士、建築物調査員、屋外広告物点検技能講習修了者

手数料の納付について

新規許可申請、更新許可申請、屋外広告物の変更など、手数料の納付が必要なものについては審査後に県から担当者あてに連絡を行います。
手数料について県から連絡が来ましたら、「電子納付」、「窓口納付」、「手数料納付書」のいずれかで納付をお願いします。
詳しい納付方法については、以下をご確認ください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/uploads/2024/12/1735179751.pdf>

確認へ進む >

○管理者等設置・変更届の場合

管理者等設置・変更届の必要書類を添付してください 


選択肢の結果によって入力条件が変わります 添付ファイル

- 【様式第7号】屋外広告物管理者等設置・変更届
- 管理者の資格証明の写し（※構造物が高さ4mを超える場合）
該当資格：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、1級又は2級建築士等

確認へ進む >

○屋外広告物変更届の場合

屋外広告物変更届の必要書類を添付してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付ファイル 

- 【様式第8号】屋外広告物変更届
※様式内の記載内容については別紙で添付可
・広告物一覧（内容、数量、形状・寸法・面積、種別、材質）
・広告物の詳細（意匠、配色、材質、形状、寸法） など
- 管理者の資格証明の写し（※構造物が高さ4mを超える場合）
該当資格：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、1級又は2級建築士等


手数料の納付について

新規許可申請、更新許可申請、屋外広告物の変更など、手数料の納付が必要なものについては審査後に県から担当者あてに連絡を行います。
手数料について県から連絡が来ましたら、「電子納付」、「窓口納付」、「手数料納付書」のいずれかで納付をお願いします。
詳しい納付方法については、以下をご確認ください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/uploads/2024/12/1735179751.pdf>

確認へ進む >

○除却（滅失）届の場合

除却（滅失）届の必要書類を添付してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付ファイル 

- 【様式第6号】屋外広告物除却（滅失）届
※様式内の記載内容については別紙で添付可
・除却した広告物一覧 など
- 除却前・除却後の写真

確認へ進む >

全ての入力 completed し、**⑥** **確認へ進む** > を押すと申込確認ページへ進みます。



入力情報に間違いがないことを確認したら、**⑧** **申込む** を押して申込完了です。

除却（滅失）届の必要書類を添付してください。 選択肢の結果によって入力条件が変わります

添付ファイル

1. 【様式第6号】屋外広告物除却（滅失）届
※様式内の記載内容については別紙で添付可
・除却した広告物一覧 など

2. 除却前・除却後の写真
シャトルバス時刻表.pdf

⑥ 確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】
・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面から読み込んでください
・入力中の申込データをパソコンに一時保存した場合、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」を押すと「一時保存」されます。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

⑦ 入力中のデータを保存する 保存データの読み込み

下書き保存

手続き申込

ホーム > オンライン申請手続き > 手続き説明 > 申込 > 申込確認

申込確認

まだ申込みは完了していません。
※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。
〔長崎県〕屋外広告物の設置許可申請等

申請手続きを始める前にご確認ください。

商号又は名称	株式会社〇〇〇〇
電話番号	000-000-0000
ファックス番号	000-000-0000
担当者名	長崎 太郎
担当者様のメールアドレス	〇〇〇.〇〇〇@mail.com
申請または届出を行う屋外広告物の設置場所はどこになりますか？	長与町内、時津町内
手続きの種類を選択してください。	除却（滅失）届（除却後又は滅失してしまった際に行う）
除却（滅失）届の必要書類を添付してください。	〇〇〇〇〇〇

< 入力へ戻る **⑧** 申込む >

※入力途中でも、

⑦ **入力中のデータを保存する** で
下書き保存が可能です。
(ダウンロードフォルダに.xmlファイルが
保存されます)

手続き申込が完了すると、「申込完了通知メール」が届きます。

変更・除却（滅失）の届出の方は以上になります。
※申請内容に不備等があった場合は、県から確認の連絡がいくこともあります。
※変更の内容によっては、手数料の納付が必要になる場合もあります。

↓
県の手続きが完了しましたら「受理通知メール」が届きます。その後、県から受理通知等の書類が郵送で届きますのでお待ちください。

新規・更新申請の方は、書類の審査後に県から手数料額の通知がありますので、手数料の納付を行ってください。

(1) オンラインでの納付（電子納付）

「[長崎県]屋外広告物設置許可申請手数料の納付手続き（決済のみ）」を選択し、納付手続きを行ってください。

(2) 窓口納付

申請窓口へお越しください。

(3) 手数料納付書による納付

※切手を貼付した返信用封筒を申請窓口へお送りください。

手数料の支払いが完了しない限り、許可が下りませんのでご注意ください。

↓
納付の確認後許可

↓
県の手続きが完了しましたら「受理通知メール」が届きます。その後、県から許可印等を押した書類が郵送で届きますのでお待ちください。

【保存データの読み込みについて】

保存していたデータを読み込みたいときは、
一番下にある「保存データの読み込み」をクリック

入力中のデータを一時保存・読み込み

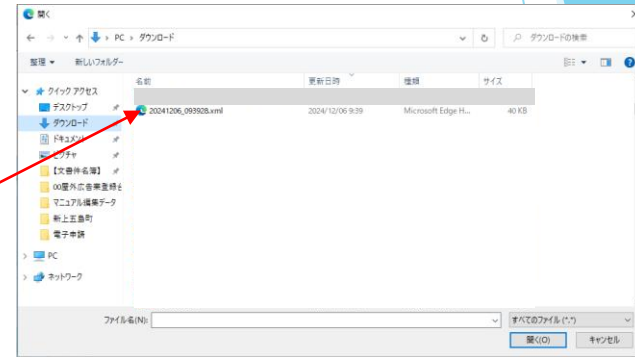
【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み時は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込まないので、ご注意ください。
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

該当するファイルを選択して
「開く」をクリック



〇制度等手続きの内容に関するお問い合わせは、
各課担当者へお問い合わせいたします。

【システム操作に関する】お問い合わせコールセンター



手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 **✍️ 内容を入力する** 📄 申し込みをする

ファイル読込

★テスト用★〔長崎県〕屋外広告業の申請手続き

ファイルを添付してください **必須**

ファイルが選択されていません

ファイル読込

★テスト用★〔長崎県〕屋外広告業の申請手続き

ファイルを添付してください **必須**

ファイルの選択 20241206_093928.xml



ファイル読込確認

★テスト用★〔長崎県〕屋外広告業の申請手続き

ファイル 20241206_093928.xml